

緑の基本計画の基本的事項

（１）緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法第４条※に基づき市町村が定める計画で、中長期的な視野に立って、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑のオープンスペースの総合的計画です。

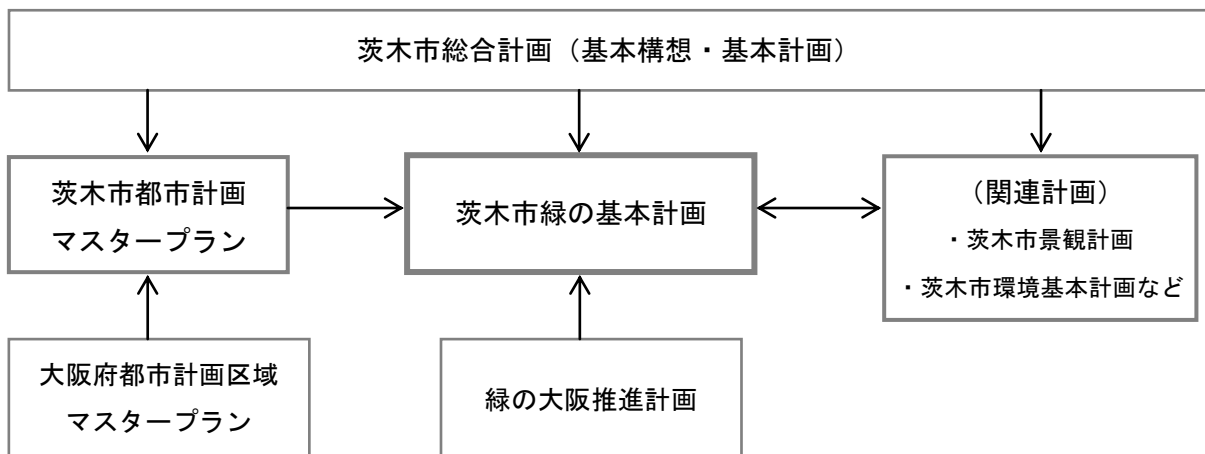
本市の緑の確保、公園・緑地の整備に関し、概ね 10 年後の時点で確保・保全すべき緑地の量や配置、これを実現するための各種取り組みの方針などを定めます。

※都市緑地法

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

（２）緑の基本計画の位置づけ

緑の基本計画は、上位計画である「茨木市総合計画」や「茨木市都市計画マスタープラン」、関連計画である「茨木市景観計画」や「茨木市環境基本計画」などを踏まえて策定します。



（３）計画期間

平成 28 年度～平成 37 年度の計画期間 10 年とします。ただし、社会や地域の情勢に大きな変化があった場合、必要に応じて見直しを行います。

（４）計画範囲

都市計画区域内（茨木市域全体）とします。

(5) 緑の基本計画で扱う緑

平成 12 年に策定した現行の「茨木市緑の基本計画」において、緑とは、以下のよう
に定義しています。

●緑とは・・・周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地及びこれらと一体となった水辺・オープンスペース等

緑の分類

